

我孫子市現場代理人の兼務に関する事務取扱要領

平成24年4月1日制定
最終改正令和4年10月19日

(目的)

第1条 この要領は、我孫子市発注が発注する工事に係る現場代理人の工事現場への常駐義務緩和の要件及び事務の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(現場代理人の常駐義務緩和の要件)

第2条 我孫子市が発注する工事の請負契約の締結後において、次の各号に該当するときは、現場代理人の常駐を要しないものとすることができる。

- (1) 工事現場において、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。
- (2) 工事の全部の施工を一時中止している期間。
- (3) 工事完成通知書の提出があった日から引渡しまでの期間。
- (4) 請負金額が500万円未満の工事。ただし、特記仕様書に現場代理人の常駐義務の緩和措置を適用しない旨が明記されている場合を除く。

2 当該工事の現場代理人が他の我孫子市が発注する工事の現場代理人（主任技術者を兼務する場合を含む。）を兼任することについて、受注者から申し出があり、次のアからオまでの全ての条件を満たす場合は、現場代理人の常駐を要しないものとする。ただし、特記仕様書に現場代理人の常駐義務の緩和措置を適用しない旨が明記されている場合を除く。

ア 兼務する工事は、我孫子市発注工事又は千葉県における現場代理人の工事現場への常駐義務緩和に関する事務取扱要領（平成25年制定）に基づき千葉県において現場代理人の兼務が認められた工事（公営企業を含む。）であること。

イ 兼務をしようとする工事のそれぞれの請負金額が、建築一式工事以外の工事については3,500万円未満、建築一式工事については7,000万円未満であること。

ウ 兼任する工事は、当該工事を含め3件までであること。ただし、前項第4号に該当するものは件数に含めないものとする。

エ 兼務できる工事の契約締結先の営業所（建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する営業所。）の所在地は、我孫子市内にあること。

オ 原則として、兼任する工事の現場は、我孫子市内又は千葉県柏土木事務所の管内にあること。

3 当該工事の現場代理人が、他の工事の主任技術者を兼務することについて、受注者から申し出があったときは、前項に該当する場合に、現場代理人の常駐を要しないものとする。ことができる。

(現場代理人を兼務する場合の事務)

第3条 現場代理人の兼務を行う場合は、受注者が兼務を希望する工事の監督職員に対し、届出を行うものとする。

(1) 契約締結時の書類について

ア 受注者は、現場代理人の兼務を希望する工事の契約を締結する場合、契約締結時に主任技術者等選任通知書（我孫子市建設工事適正化指導要領第12条関係様式第7号）に加えて、現場代理人兼務届（別記様式第1号）を速やかに提出する。

イ アによる届出後速やかに、既に契約締結している工事の監督職員あてに現場代理人兼務届（別記様式第1号）を提出する。

ただし、添付書類については不要とする。

(2) 兼務の解除及び変更について

ア 兼務している工事の一方が竣工（我孫子市へ引渡後）した場合等、現場代理人が兼務する必要がなくなったときは、契約継続中の発注者あてに現場代理人解除届（別記様式第2号）を提出する。

イ 次のいずれかに該当する場合は、兼務をしている工事の監督職員あてに現場代理人変更届（別記様式第3号）を提出する。

(ア) 設計変更により、兼任しているいずれかの工事の請負金額が、建築一式工事以外の工事については3,500万円以上、建築一式工事については7,000万円以上となった場合。ただし、兼務の解除が適切でないと市が認めた場合を除く。

(イ) 病気・死亡・退職等特別な理由により、現場代理人を変更する場合で、監督職員等がやむを得ないと認めた場合

ウ イによる現場代理人の変更に伴い、現場代理人を兼務するための要件を満たすことができなくなった場合は、兼務をしている工事の監督職員等あてに現場代理人解除届（別記様式第2号）を提出する。

(現場代理人の責務)

第4条 現場代理人は、兼務するいずれかの工事現場に従事している時であっても、他方の現場代理人の契約上の職務を免じるものではない。

2 兼務をしていない現場代理人については、我孫子市工事請負契約約款第10条第3項は適用されない。

附 則（平成24年3月30日総務第621号部長決裁）

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日総務第1117号部長決裁）

この要領は、平成27年4月1日以後に締結する契約から適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

附 則（平成28年6月3日総務第191号部長決裁）

1 この要領は、決裁の日から施行する。

2 改正後のこの要領の規定は、請負契約の時点にかかわらず、施行後の全ての工事請負契約に適用する。

附 則（平成29年1月16日総務第811号部長決裁）

1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。

2 改正後のこの要領の規定は、請負契約の時点にかかわらず、施行後の全ての工事請負契約に適用する。ただし、改定前のこの要領の規定により既に3件の現場代理人の兼務している場合は、兼務している3件のうち1件の工事請負契約が終了するまでの間、改定前のこの要領の規定を適用することができる。

附 則（令和4年10月19日財資第625号部長決裁）

1 この要領は、決裁の日から施行する。

2 改正後のこの要領の規定は、請負契約の時点にかかわらず、施行後の全ての工事請負契約に適用する。